

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ地域 中庄地区 (中庄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業振興地域農用地外での獣害、用水施設の経年劣化に漏水が懸念される。
担い手の高齢化と後継者不足により農業従事者が毎年減少している。
農業用施設の老朽化及び集落農業機械の更新が不十分になっていて修繕費が拡大している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦、大豆のブロックローテーションを基本に米の需給バランスが締まるまで、麦・大豆栽培の畑作化を拡大する。
現在の国の農業政策を今後とも維持してもらいたい。
後継者不足解消するため、JA組織に作業委託することで農地を維持し遊休農地を無くす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
次年度の中庄区の作付け計画を作成し、農地図面に色分けし落とし込み耕作者と話し合いをする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を進め、担い手の農地集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
—
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
②耕畜連携の農業支援サービスを利用し、もみ殻堆肥を散布し、減化学肥料に取り組んでいる。
⑦・⑧地域資源の適切な維持管理に努める。